

度会町水道事業危機管理マニュアル

度会町建設水道課
(令和4年11月)

目 次

1	総 則	1
2	基本事項	
(1)	事故・災害の種類	1
(2)	水道事故災害対策本部	2
3	配置・出動	
(1)	災害等の確認	3
(2)	災害等被害想定レベルの判断	3
4	災害対応	
(1)	対応基準と主な対応内容	3
(2)	対応基準表	5
5	応急給水対策	
(1)	地震災害及び自然災害	5
(2)	水質汚染事故	5
(3)	施設事故	5
(4)	管路事故	6
(5)	テロ	6
(6)	渇水	6
(7)	新型インフルエンザ等	6
6	応急復旧対策	
(1)	地震災害及び自然災害	6
(2)	水質汚染事故	6
(3)	施設事故	6
(4)	管路事故	6
7	応援要請対策	
(1)	地震災害及び自然災害	7
(2)	水質汚染事故	7
(3)	施設事故	7
(4)	管路事故	7
(5)	テロ	7
(6)	渇水	7
(7)	新型インフルエンザ等	7
8	関係機関協力体制	7

1 総則

このマニュアルは、度会町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び度会町業務継続計画（以下「BCP」という。）に定めるもののほか、度会町水道事故災害対策本部設置要綱（以下「水道事故災害対策本部設置要綱」という。）により、町民のライフラインである水道水を確保するための応急対策について定めるものとする。

2 基本事項

(1) 事故・災害の種類

本指針における事故、災害は次の各項に定めるものとする。ただし、小規模な漏水等通常維持管理業務の範囲の事故は除く。

ア 地震による災害（以下「地震災害」という。）

地震により水道施設に大きな損害を受けた場合、若しくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合。

イ 風水害による災害（以下「自然災害」という。）

風水害により水道施設に大きな損害を受けた場合、若しくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合。

ウ 汚染物の流入、病原性微生物の発生等による水質汚染事故（以下「水質汚染事故」という。）

農薬等有害薬物の流入、又は病原性微生物の発生等により水質が水道水供給に大きな影響を及ぼすおそれがある場合。

エ 配水池・配水管の破断等施設損壊事故（以下「施設事故」という。）

水道施設の漏水、損壊事故（停電を含む）により8時間を超えて給水世帯100戸以上の範囲で著しい水圧の低下又は断水など広範囲に影響を及ぼすおそれがある場合。

オ 管路事故・給水装置凍結事故（以下「管路事故」という。）

管路の漏水、損壊事故、又は給水装置の凍結事故により8時間を超えて給水世帯100戸以上の範囲で著しい水圧の低下又は断水など広範囲に影響を及ぼすおそれがある場合。

カ 武力攻撃等の脅威（以下「テロ」という。）

テロ活動により給水の安全確保に影響が及ぶおそれがある場合。

キ 渇水による水源水量不足

渇水により安定した給水に影響が及ぶおそれがある場合。

ク 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等の発生による人員不足等から、安定した給水に影響が及ぶおそれがある場合。

ケ その他の事故又は災害（以下「その他災害」という。）

上記以外の事故、災害により施設に甚大な被害がある場合。

(2) 水道事故災害対策本部

ア 水道事故災害対策本部の配備基準は、水道事故災害対策本部設置要綱の定めによる。

イ 水道事故災害対策本部の構成は、水道事故災害対策本部設置要綱の定めるによる。

ウ 水道事故災害対策本部の組織・役割

本部長	町長	本部を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
総務班	総務課長	情報収集・連絡調整
広報班	みらい安心課長	広報・報道対応
給水班	建設水道課長	応急給水対応
復旧班	建設水道課長	原因調査及び応急復旧対応

エ 業務の概要

本部長：設置の決定

事故対策本部総括

副本部長：設置の報告

人員把握

被害状況の把握

総務班：情報の集中管理

関係機関連絡調整（三重県環境生活部大気・水環境課、三重県企業庁）

応援要請及び応援団体への対応

問合せの対応（苦情電話等対応）

その他庶務

広報班：広報（原稿準備、広報車、防災行政無線、ホームページ等）

対策の記録

マスコミ対応（原稿準備・対応状況等連絡）

その他庶務

給水班：給水指揮に関すること

断水範囲の認定

給水停止

給水計画の実施

応急給水所、給水の必要量、給水時間の決定

給水に必要な器具、資材、車両及び人員の確保

復旧班：水道施設損壊箇所及び水質の調査

水道水の確保

水質検査

復旧計画の実施及び管理

3 配置・出動

(1) 災害等の確認

建設水道課職員は、事故又は災害の発生を確認した場合、若しくは通報を受けた場合、次の措置を行う。

ア 建設水道課職員が確認した場合

(ア) 上司に報告し現地確認等指示を受ける。

イ 事故通報を受けた場合

(ア) 通報者の住所、氏名及び連絡先の確認。

(イ) 通報内容の確認。

・通報時間及び確認の時間並びに場所。

・内容（漏水、施設の損壊、水道水の異常等）。

(ウ) 上司に報告し現地確認等指示を受ける。

ウ 自然災害により被災のおそれがある場合

(ア) 地域防災計画の配備基準により配置する。

エ 参集・連絡体制

(ア) 開庁時の場合

・通常勤務体制から警戒体制及び出動体制へ移行する。

・建設水道課長は町長へ報告し、指示を受ける。

(イ) 閉庁時の場合（時間外及び土・日・祝日）

・建設水道課長は災害等の情報又は宿・日直者からの連絡により出動し状況を把握の上、町長に報告し、指示を受けて職員を緊急招集する。

(2) 災害等被害想定レベルの判断

災害等の被害想定レベルは、次の区分による。

ア レベル1（監視） 被害範囲の目安：29戸以下

イ レベル2（警戒） 被害範囲の目安：30戸以上

ウ レベル3（相当程度） 被害範囲の目安：100戸以上

エ レベル4（重大な災害） 被害範囲の目安：300戸以上

オ レベル5（甚大な災害） 被害範囲の目安：500戸以上

※被害範囲はあくまで目安であり、1地区以上が全域に亘る被害が発生した場合等は、レベル3と判断すること。

4 災害対応

(1) 対応基準と主な対応内容

ア レベル1

通常業務の範囲内での対応となるが監視を要する（通常業務）。

イ レベル2

被害範囲が限定的で、影響の規模が比較的小さいとき（通常業務）。

(ア) 建設水道課長は町長及び副町長に報告するとともに、連絡を密にし、連携強化及び情報収集に努める。

(イ) 状況に応じ建設水道課職員を通常業務から事故対策業務に当たらせる。

(ウ) 具体的な危険箇所又は被害発生が危惧される箇所の情報収集に努める。

(エ) 想定される被害に対する対応計画を作成する。

ウ レベル3

レベル2を超え、町民生活への影響が相当程度あるとき（水道事故災害対策本

部)。

(ア) 町長は災害の状況により必要があると判断した時は、水道事故対策本部設置要綱の定めにより、水道事故災害対策本部を設置し、水道事故の早期解決に向け指揮を執る。

(イ) 副町長は水道事故災害対策本部が設置された時は、総務課及びみらい安心課に班体制を整えるよう指示するとともに、建設水道課長と緊急支援職員の人数等について協議し、各課等所属長へ職員の出動を要請する。

エ レベル4

レベル3を超え、町民生活への影響が大きいとき（水道事故災害対策本部）。

(ア) 建設水道課長は緊急支援職員の応援だけでは、復旧作業等に要する人員に不足が生じる場合「災害応急対策業務に関する協定」により、水道事業者に応援を要請する。

※地震災害や自然災害により近隣市町でも被害が発生している場合は、「地震、風水害、その他の災害応急工事に関する協定」により、伊勢広域上下水道事業協同組合に応援を要請する。

(イ) 建設水道課長は上記応援だけでは、復旧作業等に要する人員に不足が生じる場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき三重県環境生活部大気・水環境課に応援を要請する。

※他市町事業体へ応援要請する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により、三重県環境生活部大気・水環境課に状況を報告する。

オ レベル5以上

被害が広範囲で町民生活への影響が甚大なとき（災害対策本部）。

(ア) 災害対策本部設置後は、水道事故災害対策本部を廃止し、災害対策本部として活動する。

(イ) 応援体制については、レベル4と同様とする。

(2) 対応基準表

体 制	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
	監視	警戒	相当程度	重大	甚大
被害範囲 の 目 安	限定的		相当規模		広範囲
	29戸以下	30戸以上	100戸以上	300戸以上	500戸以上
規 模	比較的小さい		中程度の規模		大規模
本 部			水道事故災害対策本部		災害対策本部
本 部 長			町長		町長
副本部長			副町長		副町長
事 務 局			建設水道課		建設水道課
動員総数	10名		10名～20名		地域防災計画による
応援体制			緊急支援職員		
			水道事業者応急対応業務協定及び 伊勢広域上下水道事業協同組合		
			三重県水道災害広域応援協定		

5 応急給水対策

(1) 地震災害及び自然災害

地域防災計画及びBCPに基づいて対策する。地域防災計画において定めのない事項については、三重県地域防災計画に基づき対策する。

(2) 水質汚染事故

ア 給水停止措置

イ 応急給水応援の受入れ体制の確立

ウ 応急給水所設置場所の決定（水源は近隣事業体とする）

エ 非常用水源として個人井戸の把握

オ 給水影響緩和措置（濁度測定、塩素消毒の強化）

カ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配

キ 被害程度により他市町事業体からの給水車配備

(3) 施設事故

ア 応急給水応援の受入れ体制の確立

イ 応急給水所設置場所の決定

ウ 非常用水源として個人井戸の把握

エ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配

- オ 被害程度により他市町事業体からの給水車配備
- (4) 管路事故
 - ア 応急給水応援の受入れ体制の確立
 - イ 応急給水所設置場所の決定
 - ウ 非常用水源として個人井戸の把握
 - エ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
 - オ 被害程度により他市町事業体からの給水車配備

- (5) テロ
 - ア 情報連絡網の確認（国、県、警察、その他機関）
 - イ 施設の安全確認（施設の保安、各施設の確認等）
 - ウ 施設、水質監視体制の確立

- (6) 渇水
 - ア 町民への自主的節水の広報
 - イ 減圧給水及び時間給水措置

- ウ 応急給水応援の受入れ体制の確立
- エ 応急給水所設置場所の決定
- オ 非常用水源として個人井戸の把握
- カ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- キ 被害程度により他市町事業体からの給水車配備

(7) 新型インフルエンザ等

度会町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「新型インフルエンザ等対策行動計画」という。）に基づいて対策する。新型インフルエンザ等対策行動計画において定めのない事項については、三重県インフルエンザ等対策行動計画に基づき対策する。

6 応急復旧対策

(1) 地震災害及び自然災害

地域防災計画及びBCPに基づいて対策する。地域防災計画において定めのない事項については、三重県地域防災計画に基づき対策する。

(2) 水質汚染事故

- ア 水質検査の実施（指定検査機関）
- イ 汚染された水の排水作業
- ウ 中和剤の混入
- エ 水源地、浄・配水設備の清掃、井戸の洗浄、導・送・配水管の洗管作業
- オ 給水開始前の水質検査の実施

(3) 施設事故

- ア 被害程度により応急給水所への仮設配管手配
- イ 水道施設の応急修理
- ウ 他市町事業体の業務の割り振り
- エ 水源地、浄・配水設備の清掃、井戸の洗浄、導・送・配水管の洗管作業
- オ 電気計装室の修理、検査（電気・機械設備維持管理業者）
- カ 通水可能⇒停電解除まで自家発電継続（燃料補給）

(4) 管路事故

- ア 被害程度により応急給水所への仮設配管手配
- イ 管路の応急修理
- ウ 他市町事業体の業務の割り振り
- エ 導・送・配水管の洗管作業

7 応援要請対策

(1) 地震災害及び自然災害

地域防災計画及びBCPに基づいて対策する。地域防災計画において定めのない事項については、三重県地域防災計画に基づき対策する。

(2) 水質汚染事故

- ア レベル３・４：緊急支援職員への応援要請
- イ レベル５以上：三重県及び他市町事業体への応援要請

(3) 施設事故

- ア レベル３・４：緊急支援職員への応援要請
- イ レベル５以上：三重県及び他市町事業体への応援要請

(4) 管路事故

- ア レベル３・４：緊急支援職員への応援要請
- イ レベル５以上：三重県及び他市町事業体への応援要請

(5) テロ

- ア 三重県、三重県警察に状況報告
- イ 三重県警察、伊勢市消防本部・署に応援要請
- ウ 三重県及び他市町事業体への応援要請

(6) 渇水

- ア レベル３・４：緊急支援職員への応援要請
- イ レベル５以上：三重県及び他市町事業体への応援要請

(7) 新型インフルエンザ等

度会町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「新型インフルエンザ等対策行動計画」という。）に基づいて対策する。新型インフルエンザ等対策行動計画において定めのない事項については、三重県インフルエンザ等対策行動計画に基づき対策する。

8 関係機関協力体制

- (1) 三重県水道災害広域応援協定（三重県）
- (2) 地震、風水害、その他の災害応急工事に関する協定
（伊勢広域上下水道事業協同組合）
- (3) 災害応急対策業務に関する協定
（㈱神都、磯部工業㈱、㈱サンシン、㈱丸吉建工、東谷管工、小松工業）